

大和市監査委員告示第20号

令和5年5月30日付け大和市監査委員告示第18号をもって公表した総務部に対する監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年6月29日

大和市監査委員 佐藤 光 徳

大和市監査委員 古 木 邦 明

監査の結果	措置の内容
<p>(人財課) 職員手当等返還に関する事務において、調定が遅延しているものがあった。</p> <p>(資産税課) 諸証明等手数料徴収に関する事務において、次の点が見受けられた。</p> <p>(1) 減額の調定がなされていないものがあった。</p> <p>(2) 調定金額を誤り、その修正がなされていないものがあった。</p>	<p>(人財課) 社会保険事務所と社会保険料の返還の調整を行った場合、どの月で返還支払いがされるのかについては納付書が発行されないことから、調整分についての日時経過や、対応すべき処理をリスト化し、複数人で確認することを徹底します。</p> <p>(資産税課) 今回ご指摘をいただいた内容の事実確認を行い、それぞれ調定の減額処理を行いました。 また、課内の収入調定事務手順書の見直しを行い、調定と未収金のチェックリストを作成するとともに、複数の職員で確認するよう改めました。 今後はこれらを徹底し管理体制の強化と再発防止に努めます。</p>